

畜水産モニタリング検査支援事業

【令和6年度予算概算決定額 258（208）百万円】

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、畜水産物の残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円〔2025年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

3. 生産海域モニタリング検査支援

輸出先国が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を定額で支援します。

（1、2の事業）

EU等から畜水産物の
農薬、動物用医薬品
等の残留物質モニタ
リング等検査の要求

国による残留物質等
モニタリング計画の作
成等

民間団体等による計
画に基づいた残留物
質モニタリング等検査
の実施

（3の事業）

EU等から二枚貝等の
指定生産海域のモニ
タリング検査の要求

国や都道府県による
モニタリングのための
サンプリング計画の作
成等

民間団体等による
計画に基づいたプラ
ンクトン・貝毒等の検
査の実施

※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持

民間団体等が実施する検査
に要する経費を支援（定額）



<事業の流れ>

